

自立支援医療（精神通院）の申請手続に必要なもの

【新規申請】

必要な書類等	備考
(1)申請書	障がい福祉課の窓口にあります。（申請時に窓口で記入）
(2)マイナンバー カード (通知カード)	<u>国民健康保険、後期高齢者医療保険の加入者</u> 同一保険加入者全員分が必要です。 <u>社会保険の加入者</u> 被保険者分も必要です。
(3)印鑑	認め印可。
(4)健康保険の内 容が確認できるも の	<u>健康保険証の原本がある場合</u> ①健康保険証 <u>健康保険証の原本がない場合</u> ②資格確認書 ③資格情報のお知らせ ④マイナポータルの健康保険証情報の画面もしくはデータを印字したもの <u>上記のものをいずれもお持ちでない場合</u> ⑤マイナンバーカード → 窓口にある端末でマイナポータルを用いて確 認を行うため、4桁の暗証番号が必要です。 ※資格証明書では手続できません。 ※生活保護受給者は不要です。
(5)課税同意書	障がい福祉課の窓口にあります。（申請時に窓口で記入） ※他市援護の生活保護受給者は生活保護受給証明書が必要となります。
(6)指定する医療 機関名のわかるも の	診察券やお薬手帳などをご持参ください。 指定できる医療機関は病院と薬局それぞれ原則1か所です。
(7)診断書（精神 通院用 または 精 神障害者保健福祉 手帳用）	事前に診断書の様式を障がい福祉課でお渡ししますので、主治医に記入を依 頼してください。 ※申請時において、医師記入日から3か月以内のものに限ります。
(8)障害年金、遺 族年金、特別児童 扶養手当等の令和 6年1月～12月 分の金額のわかる もの	年金振込通知書や通帳等の写しなどをご持参ください。 ※住民税非課税世帯の場合で、受給されている方のみ必要となります。

【更新申請】（受給者証が医療用1年目、手帳用1年目の方）

有効期間終了日の3か月前から手続可能です。

以下の①から③のすべてに該当する場合は診断書なしで更新が可能です。

①受給者証が医療用1年目、手帳用1年目の方

②治療方針の変更がないこと

③受給者証の有効期間内の申請であること

必要な書類等	備考
(1)申請書	障がい福祉課の窓口にあります。（申請時に窓口で記入）
(2)マイナンバーカード (通知カード)	<u>国民健康保険、後期高齢者医療保険の加入者</u> 同一保険加入者全員分が必要です。 <u>社会保険の加入者</u> 被保険者分も必要です。
(3)印鑑	認め印可。
(4)健康保険の内容が確認できるもの	<u>健康保険証の原本がある場合</u> ①健康保険証 <u>健康保険証の原本がない場合</u> ②資格確認書 ③資格情報のお知らせ ④マイナポータルの健康保険証情報の画面もしくはデータを印字したもの <u>上記のものをいずれもお持ちでない場合</u> ⑤マイナンバーカード → 窓口にある端末でマイナポータルを用いて確認を行うため、4桁の暗証番号が必要です。 ※資格証明書では手続できません。 ※生活保護受給者は不要です。
(5)課税同意書	障がい福祉課の窓口にあります。（申請時に窓口で記入） ※他市援護の生活保護受給者は生活保護受給証明書が必要となります。
(6)受給者証	原本が必要です。
(7)障害年金、遺族年金、特別児童扶養手当等の令和6年1月～12月分の金額のわかるもの	年金振込通知書や通帳等の写しなどをご持ください。 ※住民税非課税世帯の場合で、受給されている方のみ必要となります。

※受給者証の有効期間が切れた場合は診断書が必要となりますのでご注意ください。

※受給者証の有効期間は切れているが、有効期間のある精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合、診断書なしで更新できる場合があります。詳細は【更新】（手帳で新規）をご覧ください。

【更新申請】（受給者証が医療用 2 年目、手帳用 2 年目の方）

有効期間終了日の 3 か月前から手続可能です。

必要な書類等	備考
(1) 申請書	障がい福祉課の窓口にあります。（申請時に窓口で記入）
(2) マイナンバー カード (通知カード)	<p><u>国民健康保険、後期高齢者医療保険の加入者</u> 同一保険加入者全員分が必要です。</p> <p><u>社会保険の加入者</u> 被保険者分も必要です。</p>
(3) 印鑑	認め印可。
(4) 健康保険の内 容が確認できるも の	<p><u>健康保険証の原本がある場合</u> ①健康保険証</p> <p><u>健康保険証の原本がない場合</u> ②資格確認書 ③資格情報のお知らせ ④マイナポータルの健康保険証情報の画面もしくはデータを印字したもの <u>上記のものをいずれもお持ちでない場合</u> ⑤マイナンバーカード → 窓口にある端末でマイナポータルを用いて確 認を行うため、4 衔の暗証番号が必要です。</p> <p>※資格証明書では手続できません。</p> <p>※生活保護受給者は不要です。</p>
(5) 課税同意書	<p>障がい福祉課の窓口にあります。（申請時に窓口で記入）</p> <p>※他市援護の生活保護受給者は生活保護受給証明書が必要となります。</p>
(6) 診断書（精神 通院用 または 精 神障害者保健福祉 手帳用）	<p>事前に診断書の様式を障がい福祉課でお渡ししますので、主治医に記入を依 頼してください。</p> <p>※申請時において、医師記入日から 3 か月以内のものに限ります。</p>
(7) 受給者証	原本が必要です。
(8) 障害年金、遺 族年金、特別児童 扶養手当等の令和 6 年 1 月～12 月 分の金額のわかる もの	<p>年金振込通知書や通帳等の写しなどをご持参ください。</p> <p>※住民税非課税世帯の場合で、受給されている方のみ必要となります。</p>

【更新申請】（手帳で新規）

受給者証の有効期間は切れているが、有効期間のある千葉県発行の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合で、①診断書で手帳の申請をしている ②診断書作成医療機関が自立支援医療の指定医療機関である場合、診断書なしで更新が可能です。

必要な書類等	備考
(1)申請書	障がい福祉課の窓口にあります。（申請時に窓口で記入）
(2)マイナンバー カード (通知カード)	<u>国民健康保険、後期高齢者医療保険の加入者</u> 同一保険加入者全員分が必要です。 <u>社会保険の加入者</u> 被保険者分も必要です。
(3)印鑑	認め印可。
(4)健康保険の内 容が確認できるも の	<u>健康保険証の原本がある場合</u> ①健康保険証 <u>健康保険証の原本がない場合</u> ②資格確認書 ③資格情報のお知らせ ④マイナポータルの健康保険証情報の画面もしくはデータを印字したもの <u>上記のものをいずれもお持ちでない場合</u> ⑤マイナンバーカード → 窓口にある端末でマイナポータルを用いて確 認を行うため、4桁の暗証番号が必要です。 ※資格証明書では手続できません。 ※生活保護受給者は不要です。
(5)課税同意書	障がい福祉課の窓口にあります。（申請時に窓口で記入） ※他市援護の生活保護受給者は生活保護受給証明書が必要となります。
(6)精神障害者保 健福祉手帳	
(7)受給者証	原本が必要です。
(8)障害年金、遺 族年金、特別児童 扶養手当等の令和 6年1月～12月 分の金額のわかる もの	年金振込通知書や通帳等の写しなどをご持参ください。 ※住民税非課税世帯の場合で、受給されている方のみ必要となります。

【変更申請】（氏名・住所の変更（市内転居））

必要な書類等	備考
(1)申請書	障がい福祉課の窓口にあります。（申請時に窓口で記入）
(2)マイナンバー カード (通知カード)	
(3)受給者証	原本が必要です。

【変更申請】（住所の変更（千葉県内からの転入）※千葉市を除く）

必要な書類等	備考
(1)申請書	障がい福祉課の窓口にあります。（申請時に窓口で記入）
(2)マイナンバー カード (通知カード)	<u>国民健康保険、後期高齢者医療保険の加入者</u> 同一保険加入者全員分が必要です。 <u>社会保険の加入者</u> 被保険者分も必要です。
(3)印鑑	認め印可。
(4)健康保険の内 容が確認できるも の	<u>健康保険証の原本がある場合</u> ①健康保険証 <u>健康保険証の原本がない場合</u> ②資格確認書 ③資格情報のお知らせ ④マイナポータルの健康保険証情報の画面もしくはデータを印字したもの <u>上記のものをいずれもお持ちでない場合</u> ⑤マイナンバーカード → 窓口にある端末でマイナポータルを用いて確 認を行うため、4桁の暗証番号が必要です。 ※資格証明書では手続できません。 ※生活保護受給者は不要です。
(5)課税同意書	障がい福祉課の窓口にあります。（申請時に窓口で記入） ※他市援護の生活保護受給者は生活保護受給証明書が必要となります。
(6)受給者証	原本が必要です。
(7)障害年金、遺 族年金、特別児童 扶養手当等の令和 6年1月～12月 分の金額のわかる もの	年金振込通知書や通帳等の写しなどをご持参ください。 ※住民税非課税世帯の場合で、受給されている方のみ必要となります。

【変更申請】（住所の変更（千葉県外からの転入）※千葉市を含む）

必要な書類等	備考
(1)申請書	障がい福祉課の窓口にあります。（申請時に窓口で記入）
(2)マイナンバー カード (通知カード)	<p><u>国民健康保険、後期高齢者医療保険の加入者</u> 同一保険加入者全員分が必要です。</p> <p><u>社会保険の加入者</u> 被保険者分も必要です。</p>
(3)印鑑	認め印可。
(4)健康保険の内 容が確認できるも の	<p><u>健康保険証の原本がある場合</u> ①健康保険証</p> <p><u>健康保険証の原本がない場合</u> ②資格確認書 ③資格情報のお知らせ ④マイナポータルの健康保険証情報の画面もしくはデータを印字したもの <u>上記のものをいずれもお持ちでない場合</u> ⑤マイナンバーカード → 窓口にある端末でマイナポータルを用いて確 認を行うため、4桁の暗証番号が必要です。</p> <p>※資格証明書では手続できません。</p> <p>※生活保護受給者は不要です。</p>
(5)課税同意書	障がい福祉課の窓口にあります。（申請時に窓口で記入） ※他市援護の生活保護受給者は生活保護受給証明書が必要となります。
(6)情報照会同意 書	障がい福祉課の窓口にあります。（申請時に窓口で記入）
(7)受給者証	千葉県外（千葉市含む）で交付された受給者証。 ※有効期限が残っているもの
(8)障害年金、遺 族年金、特別児童 扶養手当等の令和 6年1月～12月 分の金額のわかる もの	年金振込通知書や通帳等の写しなどをご持参ください。 ※住民税非課税世帯の場合で、受給されている方のみ必要となります。

【変更申請】（医療機関の変更）

必要な書類等	備考
(1)申請書	障がい福祉課の窓口にあります。（申請時に窓口で記入）
(2)マイナンバー カード (通知カード)	
(3)指定する医療 機関名のわかるも の	診察券やお薬手帳などをご持参ください。 指定できる医療機関は病院と薬局それぞれ原則1か所です。
(4)受給者証	原本が必要です。

【変更申請】（健康保険の変更）

必要な書類等	備考
(1)申請書	障がい福祉課の窓口にあります。（申請時に窓口で記入）
(2)マイナンバー カード (通知カード)	<u>国民健康保険、後期高齢者医療保険の加入者</u> 同一保険加入者全員分が必要です。 <u>社会保険の加入者</u> 被保険者分も必要です。
(3)印鑑	認め印可。
(4)健康保険の内 容が確認できるも の	<u>健康保険証の原本がある場合</u> ①健康保険証 <u>健康保険証の原本がない場合</u> ②資格確認書 ③資格情報のお知らせ ④マイナポータルの健康保険証情報の画面もしくはデータを印字したもの <u>上記のものをいずれもお持ちでない場合</u> ⑤マイナンバーカード → 窓口にある端末でマイナポータルを用いて確 認を行うため、4桁の暗証番号が必要です。 ※資格証明書では手続できません。 ※生活保護受給者は不要です。
(5)課税同意書	障がい福祉課の窓口にあります。（申請時に窓口で記入） ※他市援護の生活保護受給者は生活保護受給証明書が必要となります。
(6)受給者証	原本が必要です。
(7)障害年金、遺 族年金、特別児童 扶養手当等の令和 6年1月～12月 分の金額のわかる もの	年金振込通知書や通帳等の写しなどをご持参ください。 ※住民税非課税世帯の場合で、受給されている方のみ必要となります。

【再交付】

受給者証を紛失・破損してしまった場合

必要な書類等	備考
(1)申請書	障がい福祉課の窓口にあります。（申請時に窓口で記入）
(2)マイナンバー カード (通知カード)	

【返還】

千葉県外（千葉市を含む）への転出、本人が死亡、その他受給者証が必要なくなった場合

必要な書類等	備考
(1)返還届	障がい福祉課の窓口にあります。（申請時に窓口で記入）
(2)マイナンバー カード (通知カード)	
(3)受給者証	

※千葉県外へ転出された方は、転出先で自立支援医療（精神通院）の転入手続を行った後に返還手続を行ってください。